

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	144	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

警察庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長から、令和4年12月15日付で各都道府県警察の長あてに通達された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」（警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号、丙生企発第122号、丙刑企発第69号、丙捜一発第12号）を修正するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待を受けた65歳以上の高齢者のうち、明らかに自立した者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法（DV法、刑法、民法等）を整備し、その結果を警察をはじめとする周辺法を管轄する省庁に周知すること。

具体的な支障事例

65歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない（たとえば就労中の方等）自立した高齢者が含まれる。国通知に基づく警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。

判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることでさらに負担が増している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被害にあって警察に通報をした本人に対し、地域包括支援センターが事実確認のために連絡をすると、連絡してきたことに対して不満を持ち、事実確認自体を拒否されてしまうことが多々ある。事実確認自体が困難となることで地域包括支援センターの負担が増し、時間がとられ他の業務にも支障をきたしている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行の通達内容に、明らかに自立した高齢者を高齢者虐待防止法の対象外とし、65歳以上でも自立した高齢者はDV法等で対応することを明記し、修正した内容を通達をすることで、自立した被害者は適切な支援機関につながる。DV支援機関や法テラスなどの支援が必要な自立した被害者であれば、被害者の希望によって、シェルターに避難したり、弁護士に代理行為を依頼するなど早急な対応につながるができる。また、支援が不要な被害者であれば、本人の望まない介入を避けることができる。結果として、被害にあった高齢者も警察も地域包括支援センターや自治体職員も負担が軽くなり業務の効率化につながる。

根拠法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
老人福祉法
障害者虐待防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
刑法
民法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、木更津市、川崎市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、高知県、熊本市

○当市においても、自立した高齢者の夫婦間において発生した喧嘩の延長による事案（双方が被害者であり加害者）が多数通報され、対応に苦慮している。

○当市では、警察からの通報受理件数に対して、ほとんどが非虐待として判断されている。その非虐待として判断された件数の内、自立高齢者の割合が多くを占めている。自立高齢者であっても受理会議で虐待判断を行う必要があり、業務負担が増えている。また、担当包括は非虐待判断であっても自宅訪問で確認する等の業務も行っており、負担は大きい。自立高齢者についてはDV法等の別法律で管轄する必要があると考える。

○当市でも65歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない自立した高齢者が含まれる。警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることでさらに負担が増している。

○当市においても提案団体と同様の支障事例があり、明らかに自立した高齢者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法（DV法、刑法、民法等）の整備が必要であると考えます。

○明らかに自立した高齢者の場合でも虐待通報事案として報告が入り、事実確認を行っている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	210	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ（特に金属や古紙などの資源ごみ）の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。

具体的な支障事例

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ（特に金属や古紙）を、金銭目的で買い取り業者へ持ち込む行為（以下、「持ち去り行為」という。）は、自治体のリサイクル資源による財源に影響を与えるとともに、資源循環型社会の妨げとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、資源ごみの持ち去り行為は、廃棄物の処理（資源ごみの売払いによる財源）への影響や不法投棄、市民のごみ分別に対する意識の低下に繋がる可能性がある。このような中、家庭ごみ一時集積所において、ごみの所有者（占有者）によって排出されてから市町村又は市町村の委託業者によって収集される間の資源ごみの所有権（占有権）がどこに帰属するのか、また持ち去り行為への対応については、条例制定など自治体によってその対応にバラツキがある。このような状況が、一部の悪質行為者が、場所を変え、持ち去り行為を継続させる温床となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ（特に金属や古紙）の持ち去り行為を行う者に対する不審感や、持ち去り行為の際の危険な行為（危険運転や暴言など）に対する恐れを抱いている市民から、自治体や警察に通報が多々ある。さらに、通報を受けた関係者は、その対応に追われることになり、事務負担の増加にもなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

持ち去り行為の対応等の考え方が明確となることにより、持ち去り行為への対応が迅速化、不適正処理防止（持ち去り行為の減少）等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、第6条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市

○資源回収当日7時から9時は自治会より当番が立っているが、前日夜間や当日9時以降は当番不在となるため、持ち去りが発生するリスクは存在している。資源物の店頭回収を実施する店舗の増加や新聞の販売店回収、詰め替え用商品の普及等もあり、資源物の回収量は減少の一途をたどっており、持ち去りによる回収量の減少量は、回収量に応じて交付する補助金にも影響を及ぼすこととなる。資源物の所有権は市にあり、持ち去りは窃盗に該当することは周知しているが、持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などが提示されれば、より強い持ち去り禁止の意識の醸成と周知が図られることが期待される。

○当市においても持ち去り行為を規制する条例制定を検討しており、所有権についても統一的な考え方があると助かる。

○ごみ集積所における不燃物排出の中から、資源として価値のあるもの（鉄屑等）をあさり、持ち去るケースが散見されている。当市は現行犯を確認できれば指導しているが、その対応では有効的な対策とは言えない。

○当市においても、地域のごみステーションから金属類や小型家電、空き缶といった資源物の持ち去り行為が多発しており、市民から目撃情報が毎週通報されている。また、持ち去り行為者の中には集団（複数の車両）によって地域を巡回し、持ち去り行為をしているケースが見受けられ、市民が安心してごみ出しできる環境を脅やかしている。地域のパトロールを実施し、持ち去り行為を現認した際に警告を行ったり、条例に基づき勧告、命令を行っているが、近年では職員を見ると逃げ出したり、警告書の受け取りを拒否するケースも多く、持ち去り行為への取り締まりに苦慮している。金属類や小型家電、アルミ缶など持ち去りが目立つごみに対して、ステーション収集に限らず、市内環境センターでの受け入れを開始する等持ち去り行為を防ぐ対策を講じているが、今後、更なる効果的な対策の検討、実施が必要である。

○当市においても、資源物の持ち去り行為が常態化しており、条例により資源物の所有権を市とし、市以外の者が収集・運搬することを禁止している。現在、法には規定がないため、持ち去りに対するガイドラインは必要と考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	254	重点募集 テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築

提案団体

奈良県、青森県、福島県

制度の所管・関係府省

警察庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類（以下「銃砲刀剣類」という。）の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。

具体的な支障事例

銃砲刀剣類の所有者が住所を変更した場合や所有者の変更を行った場合、所有者は登録証を交付した都道府県教育委員会又は都道府県知事（以下「都道府県」という。）に届け出る必要があるが、特に都道府県をまたがってこれらの変更が行われた場合の手続きが煩雑であり、対応に苦慮している。
登録証の再交付手続きにおいても、登録審査会で現物確認審査したものが登録原票と一致しなかった場合、当該銃砲刀剣類のデータをすべての都道府県に送付し、一致するものがないか照会を行う必要があるなど、全国の都道府県職員に事務負担が生じているだけでなく、照会手続きに相当の時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一的なシステムが構築され、オンラインで手続きが完結することで、登録手続きに係る事務の効率化が図られるとともに、迅速な手続きが可能となる。

根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第 15 条、第 16 条、第 17 条
銃砲刀剣類登録規則第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県

○明確な特徴のある銃砲刀剣でない限り、全国照会によって一致する登録が見つかるケースは稀であるが、文化庁により照会の手続が定められており、照会する都道府県・照会を受ける都道府県ともに事務量の負担が大

きく、対応に相当の時間を要している。また、行政上の照会手続等のために、当該銃砲刀剣の所有者である県民を一定期間待たせることとなり、県民にも不利益が生じている状況が認められる。

○銃砲刀剣類の登録手続き(新規・所有者変更等)に係る事務処理軽減が必要。

○各都道府県への現物確認の依頼手続きにかかる時間短縮や簡略化が可能となる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	277	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。